

# 新型コロナウイルス感染症への対策について

令和5年5月2日

令和5年5月2日、本市において「第38回新型コロナウイルス対策本部会議」を開催しましたので、決定事項について、その内容をお知らせします。

- 1 引き続き「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を励行する。
- 2 公共施設に現在設置しているパーテーション・手指消毒液・検温器などは、当面の間、継続する。
- 3 公共施設の飲食等の利用制限については、5月8日から解除する。
- 4 5月7日を以て、このす安心宣言を廃止する。

以上